

令和 6 年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

東広島市監査委員

東広監委第18号

令和7年9月22日

東広島市長 高 垣 廣 徳 様

東広島市監査委員 天神山 勝浩

同 五 丁 和 夫

同 北 林 光 昭

(公 印 省 略)

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の実施内容	1
第5	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	7
2	資金不足比率	9
(1)	法適用企業	9
(2)	法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）	11
3	むすび	12

(注)

- 金額の表示及び端数処理は、次のとおりである。なお、端数処理により、合計と内訳の計が一致しないことがある。
 - 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入した。
 - 表中の金額は、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、千円単位で表示した。
- 健全化判断比率及び資金不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき表示した。
- 対前年度増減率(%)は、原則として小数点第1位まで表示し、表示未満の値を四捨五入した。
- 文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
- 符号等の用法は次のとおりである。
 - 「△」…………… 負数
 - 「0」「0.0」…………… 該当数値がないもの又は該当数値はあるが、表示未満のもの
 - 「―」…………… 該当項目がないもの又は算出不能なもの

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率
- 2 令和 6 年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1 及び 2 の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 7 年 8 月 4 日から令和 7 年 9 月 1 0 日まで

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に適合し、正確に算定されているか、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

第 4 審査の実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿等を照合し、算定が適正であるか審査した。また、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

第 5 審査の結果

第 1 から第 4 に掲げる事項のとおり審査した結果、健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていることを認めた。

なお、各比率の状況及び審査意見は、後述のとおりである。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：％)

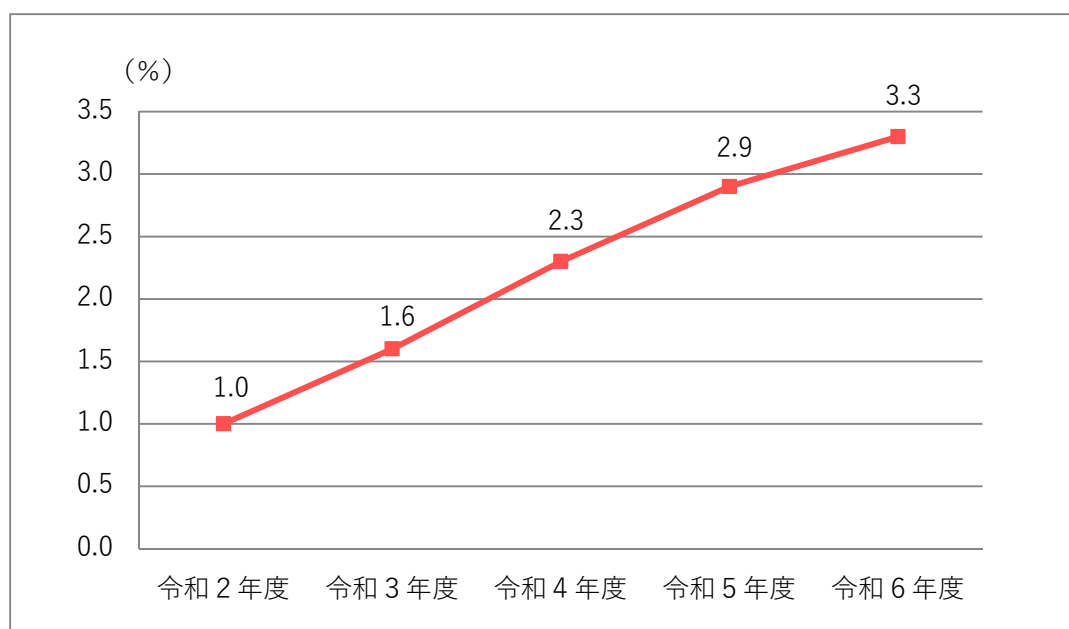
区分	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準	令和 5 年度 類似団体
実質赤字比率	—	—	11.25	—
連結実質赤字比率	—	—	16.25	—
実質公債費比率	3.3	2.9	25.0	3.9
将来負担比率	—	—	350.0	0.0

(注) 1 比率が発生していないものについては、「—」で表示している。

2 類似団体は、令和 5 年度における本市の類型Ⅳ－2 の平均値を表示している。

過去 5 年間における実質公債費比率の推移は、次のとおりである。

実質公債費比率の推移



それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等（令和6年度決算）

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	ひがしひろしま墓園管理事業特別会計				
		八本松駅前土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率			
		後期高齢者医療特別会計				
		介護保険特別会計				
公営企業会計	法適用企業	下水道事業会計	資金不足比率			
	法非適用企業	特定地域生活排水処理事業特別会計				
一部事務組合・広域連合						
地方公社		東広島市土地開発公社				

（注）資金不足比率は会計ごとに算定する。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表したものであり、算定式は次のとおりである。

【算定式】	$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$
-------	--

なお、標準財政規模とは、地方公共団体における一般財源の標準的な規模を表すもので、基準財政収入額や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を積算の基礎として算出するものである。当年度は、臨時財政対策債が減となったものの、地方税及び地方特例交付金の増加に伴う標準税収入額等の増により、前年度と比べ 18 億 1,519 万円 (3.8%) 増加している。

当年度の実質収支額は 9 億 4,276 万円の黒字で、前年度と比べ 1 億 1,209 万円 (13.5%) 増加している。これは主に、一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

当年度は、実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率は算定されない。

実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

実質赤字比率の状況

(実質収支額)

(単位：千円、%)

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度	
			増減額	増減率
一般会計	942,070	823,818	118,252	14.4
一般会計等に属する特別会計	694	6,858	△ 6,164	△ 89.9
ひがしひろしま墓園管理事業	0	0	0	—
八本松駅前土地区画整理事業	694	6,858	△ 6,164	△ 89.9
合計 A	942,764	830,676	112,088	13.5
標準財政規模 B	50,148,316	48,333,123	1,815,193	3.8

(単位：%、ポイント)

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度
			増減
実質赤字比率 A/B	—	—	—
(参考値)	△ 1.87	△ 1.71	△ 0.16

(注) 参考値は、実質収支額が黒字の場合に、標準財政規模に対する割合を負の値で示したものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表したものであり、算定式は次のとおりである。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

当年度の連結実質収支額は 33 億 4,672 万円の黒字で、前年度と比べ 2 億 3,814 万円（△6.6%）減少している。これは主に、公営企業会計の資金剰余額が減少したことによるものである。

当年度は、連結実質赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率は算定されない。
連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の状況

（実質収支額／資金不足・剰余額）

（単位：千円、％）

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度	
			増減額	増減率
一般会計等	942,764	830,676	112,088	13.5
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	274,625	363,283	△ 88,658	△ 24.4
国民健康保険	43,317	56,684	△ 13,367	△ 23.6
後期高齢者医療	11,355	10,892	463	4.3
介護保険	219,953	295,707	△ 75,754	△ 25.6
公営企業会計	2,129,332	2,390,906	△ 261,574	△ 10.9
下水道事業	2,129,332	2,390,906	△ 261,574	△ 10.9
特定地域生活排水処理事業	0	0	0	－
合計 A	3,346,721	3,584,865	△ 238,144	△ 6.6
標準財政規模 B	50,148,316	48,333,123	1,815,193	3.8

（単位：％、ポイント）

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度
			増減
連結実質赤字比率 A/B	－	－	－
（参考値）	△ 6.67	△ 7.41	0.74

（注）参考値は、実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合に、標準財政規模に対する割合を負の値で示したものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、全ての会計及び一部事務組合等を対象とした比率で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去3か年の平均値で表したものである。算定式は、次のとおりである。

【算定式】	地方債の元利償還金A+準元利償還金B
実質公債費比率	$= \frac{\begin{array}{l} \text{－基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費C} \\ \text{標準財政規模 D} \\ \text{－基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費C} \end{array}}$

当年度（3か年平均）の実質公債費比率は3.3%で、前年度と比べ0.4ポイント上昇している。これは、準元利償還金の増（一部事務組合等の元利償還金に対する負担金の増加等）により、算出式における分子が増加したものの、標準財政規模の増により分母も増加したため、単年度で算出した実質公債費比率は減となったが、3か年平均数値では増となったことによるものである。

なお、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

実質公債費比率の状況

(単位：千円、%)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度	
					増減額	比率
地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	A	8,204,413	8,040,513	7,932,905	△ 107,608	△ 1.3
準元利償還金	B	650,546	735,024	1,035,582	300,558	40.9
基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費	C	7,610,991	7,343,329	7,498,498	155,169	2.1
標準財政規模	D	46,961,246	48,333,123	50,148,316	1,815,193	3.8
分子	A+B-C	1,243,968	1,432,208	1,469,989	37,781	2.6
分母	D-C	39,350,255	40,989,794	42,649,818	1,660,024	4.0

(単位：%、ポイント)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度
				増減
実質公債費比率（単年度）	3.16127	3.49406	3.44665	△ 0.04741
実質公債費比率（3か年平均）	2.3	2.9	3.3	0.4

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、全ての会計、一部事務組合等及び地方公社を対象とした比率で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模に占める割合を表したものである。算定式は、次のとおりである。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 C}}$$

将来負担比率の分子を前年度と比較すると、2 億 5,922 万円 (△1.6%) 減少している。これは主に、地方債の償還額等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額が減となったものの、地方債の償還額等に充当可能な基金の現在高及び特定の歳入見込額の増により充当可能財源等が増加したことによるものである。

当年度は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担すべき実質的な負債の額が生じていないため、将来負担比率は算定されない。

将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

将来負担比率の状況

(単位：千円、%)

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度	
			増減額	増減率
将来負担額（ア～クの計） A	103,014,474	102,865,054	149,420	0.1
ア 一般会計等に係る地方債の 現在高	72,206,478	72,530,199	△ 323,721	△ 0.4
イ 債務負担行為に基づく支出 予定額	1,059,716	1,188,523	△ 128,807	△ 10.8
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る 地方債の償還に充てるための一般 会計等からの繰入れ見込額	5,719,946	5,329,299	390,647	7.3
エ 組合等が起こした地方債の償還 に係る地方公共団体の負担見込 額	14,355,990	14,364,038	△ 8,048	△ 0.1
オ 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	9,615,340	9,452,995	162,345	1.7
カ 設立法人の負債額等に係る 一般会計等負担見込額	57,004	0	57,004	－
キ 連結実質赤字額	0	0	0	－
ク 組合等の連結実質赤字額に係る 一般会計等負担見込額	0	0	0	－
充当可能財源等（ケ～サの計） B	119,518,547	119,109,906	408,641	0.3
ケ 地方債の償還額等に充当可能な 基金の現在高	36,827,537	34,900,114	1,927,423	5.5
コ 地方債の償還額等に充当可能な 特定の歳入見込額	10,620,382	9,571,752	1,048,630	11.0
サ 地方債の償還額等に要する経費と して基準財政需要額に算入される ことが見込まれる額	72,070,628	74,638,040	△ 2,567,412	△ 3.4
標準財政規模 D	50,148,316	48,333,123	1,815,193	3.8
基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費 C	7,498,498	7,343,329	155,169	2.1
分子 A－B	△ 16,504,073	△ 16,244,852	△ 259,221	△ 1.6
分母 D－C	42,649,818	40,989,794	1,660,024	4.0

(単位：%、ポイント)

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度
			増減
将来負担比率	－	－	－
(参考値)	△ 38.6	△ 39.6	1.0

(注) 参考値は、充当可能財源等が将来負担額を超える場合に、標準財政規模に対する当該超過額の割合を負の値で示したものである。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額が料金収入等の事業規模に占める割合を表したものである。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：％)

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準
下水道事業会計	－	－	20.0
特定地域生活排水処理事業特別会計	－	－	20.0

(注) 比率が発生していないものについては、「－」で表示している。

(1) 法適用企業

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 A [流動負債 a + 算入地方債 b - 流動資産 c]}}{\text{事業の規模 B}}$$

(注) 1 「算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

2 「事業の規模」は、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額である。

ア 下水道事業会計

下水道事業会計の資金剰余額は 21 億 2,933 万円で、前年度と比較すると 2 億 6,157 万円（△10.9％）減少している。

当年度は、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

下水道事業会計の資金不足比率の状況

(単位：千円、%)

区分		令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度	
				増減額	増減率
資金不足額 (△剰余額)	A	△ 2,129,332	△ 2,390,906	261,574	△ 10.9
流動負債	a	1,846,622	1,531,765	314,857	20.6
算入地方債	b	3,279	4,345	△ 1,066	△ 24.5
流動資産	c	3,979,233	3,927,016	52,217	1.3
事業の規模	B	3,706,008	3,579,074	126,934	3.5

(単位：%、ポイント)

区分		令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度
				増減
資金不足比率	A/B	—	—	—
(参考値)		△ 57.4	△ 66.8	9.4

(注) 参考値は、事業の規模に対する資金剰余額の割合を負の値で示したものである。

(2) 法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

【算定式】	資金不足額 A [歳出額a+算入地方債b-(歳入額c-翌年度へ繰り越すべき財源d)]
資金不足比率	事業の規模 B

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 A [歳出額a+算入地方債b-(歳入額c-翌年度へ繰り越すべき財源d)]}}{\text{事業の規模 B}}$$

(注) 1「算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

2「事業の規模」は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を差し引いた額である。

ア 特定地域生活排水処理事業特別会計

特定地域生活排水処理事業特別会計は、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っており、当年度は資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況

(単位：千円、%)

区分		令和6年度	令和5年度	対前年度	
				増減額	増減率
資金不足額 (△剰余額)	A	0	0	0	—
歳出額	a	12,559	11,990	569	4.7
算入地方債	b	0	0	0	—
歳入額	c	12,559	11,990	569	4.7
翌年度へ繰り越すべき財源	d	0	0	0	—
事業の規模	B	8,968	8,988	△ 20	△ 0.2

(単位：%、ポイント)

区分		令和6年度	令和5年度	対前年度
				増減
資金不足比率	A/B	—	—	—

3 むすび

当年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、いずれも算定されない。実質公債費比率は 3.3%で、前年度と比較すると 0.4 ポイントの上昇となったが、早期健全化基準である 25.0%を下回っている。将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源の額が上回っているため、算定されない。

次に、当年度決算に基づく資金不足比率は、算定の対象となる会計の全てにおいて資金不足額が生じていないため、算定されない。

以上のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政の健全性が認められた。

実質公債費比率が、令和元年度以降上昇を続けていることに注意しつつ、引き続き安定的な財政運営の構築に努めていただくよう要望する。